

# 令和7・8年度 坂戸・鶴ヶ島消防組合 建設工事等競争入札参加資格者（建設工事）の格付要領

令和7・8年度の坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加資格者（建設工事）の級別格付は、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成15年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第7号）第8条の規定に基づき、次のとおり行っています。

## 1 資格審査数値

格付に用いた資格審査数値は、次の(1)及び(2)の(3)合計値です。

- (1) 資格審査申請に用いた経営事項審査結果の申請業種ごとの総合評点（P点）です。官公需適格組合が特例計算の申請をした場合はその数値となります。
- (2) ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得している者は20点、ISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得している者は10点とします。
- (3) 当消防組合と防災協定を締結している者は1点とします。

## 2 格付基準

前記の資格審査数値により、下記のとおり格付けをしています。

令和7・8年度 建設工事入札参加資格者格付基準

格付 業種	A 級 (以上)	B 級 (以上～未満)	C 級 (以上～未満)	D 級 (未満)
土木一式工事	800点	650点～800点	550点～650点	550点
建築一式工事	800点	700点～800点	600点～700点	600点
舗装工事	750点	650点～750点	550点～650点	550点
上記以外	800点	700点～800点	600点～700点	600点

(参考)

建設工事の発注標準

業種	A 級 (以上)	B 級 (以上～未満)	C 級 (以上～未満)	D 級 (未満)
土木一式工事	3,000万円	1,500～3,000万円	500～1,500万円	500万円
建築一式工事	3,000万円	1,500～3,000万円	500～1,500万円	500万円
舗装工事	1,500万円	1,000～1,500万円	500～1,000万円	500万円
上記以外	その都度管理者が定める額			

※ 1級上下級の選定ができる場合があります。

## 3 参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、有効期間中の格付変更は行いません。

## 4 坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加資格者名簿の公開

資格者名簿は、坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページ及び坂戸・鶴ヶ島消防組総務課の窓口（2階）で一般に公開（閲覧）しています。

## 5 登録事項の変更

商号、所在地、代表者、代理人、許可の更新等、登録事項に変更が生じた場合は、証拠書類を添えて速やかに変更届を提出してください。ただし、登録業種の変更、追加はできません。

## 6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当する者となったときは、その者を資格者名簿から抹消します。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
  - ② 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により組合の指名競争入札に参加させないこととされた者
  - ③ 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき
  - ④ 金融機関に取引を停止されたとき
  - ⑤ 独占禁止法第3条（不当な取引制限）又は第8条第1項第1号（事業者団体による競争の制限）の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると管理者が認めるとき
  - ⑥ 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると管理者が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することがあります。
  - ① 申請者に係る事項についての変更届又は営業停止命令、営業の休止・再開・廃止、官公需適格組合の証明を受けた者が当該証明を受けられないこととなった届出を怠ったとき
  - ② 資格審査申請書、各種届出書類、参加資格承継申請書及びこれらの添付書類の記載事項が虚偽であったとき
- (3) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について資格者名簿から抹消します。
  - ① 資格者名簿に登録されている業務又は業種の登録・許可を受けていない者となってから、新たに登録・許可を受けることなく90日を経過したとき。（建設業許可、測量事務所登録、建築士事務所登録など）
  - ② 資格者名簿に登録されている業務又は業種について営業を廃止したとき又は登録名簿から抹消を申し出たとき

## 7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸・鶴ヶ島消防組合の競争入札参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出（郵送可）してください。入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、早めに手続きを行ってください。